

小規模宿泊施設普及拡大事業補助金のご案内 ～民泊を始めたい方，必見！～

- ☑ 県内で **住宅宿泊事業** を始めたい方
- ☑ 県内で **簡易宿所営業** を始めたい方

⇒必要な改修等について**補助制度**があります。ぜひご活用ください！



<交付対象者>

宮城県内で“住宅宿泊事業”または“簡易宿所営業”を開始予定の方

- ※仙台市内の住宅・施設は対象外です。(※仙台市在住の方でも，仙台市外の住宅・施設であれば対象です。)
- ※すでに事業を行っている方は対象外です。
- ※補助金の実績報告時まで，“住宅宿泊事業の届出”または“簡易宿所営業の許可申請”が必要です。
- ※営業を3年以上続けることが必要です。
- ※過去に事業廃止した住宅・施設が再開する場合，廃止の日から1年以上経っているものに限ります。
- ※過去に補助金等の助成を受けた場合は，対象外となる場合がありますので，ご相談ください。

<交付対象経費等>

対象事業	対象経費	例
施設整備	台所，浴室，便所，洗面設備， その他衛生設備の整備	トイレ洋式化，老朽設備の更新， 塩素滅菌器の整備等
	内装の改修等	壁紙，畳，ふすまの貼り替え等
	外壁，屋根の改修等	塗装，防水対策等
	冷暖房設備の整備	エアコン，FF 式ストーブ等
	その他知事が必要と認めるもの	
環境整備	消防設備の整備	自動火災報知設備，誘導灯，スプリンクラー設備等
	照明器具の整備	客室・共用部分の照明
	寝具の購入(客室設置分のみ)	布団，シーツ，枕等
	自己水源の水質検査(初回のみ)	井戸水を使用する場合等
	遠隔監視時に必要な防犯カメラ等 その他知事が必要と認めるもの	カメラ，モニター等

※以下については対象外です。

- ☑ 交付決定前の実施にかかった経費(必ず交付決定後に実施してください！)
- ☑ 家主のみが使用する部分の整備に係る経費
- ☑ 設備や機器設置後の維持費，メンテナンスに係る経費
- ☑ 消耗品類
- ☑ コンサルティングに係る経費
- ☑ 間接経費(収入印紙代，振込手数料等)
- ☑ 事業目的に照らして直接関係しないものなど，知事が適切でないと判断する経費

まずはお気軽に
ご相談ください！

<補助率・上限額>

- 補助率：補助対象経費の2分の1
- 上限額：1事業者あたり70万円

※対象施設が複数ある場合，上限額の範囲内で合算可
※千円未満切り捨て

<受付期間> (※応募多数の場合抽選)

令和5年5月15日(月)～7月31日(月)必着

<申請書類>

ホームページからダウンロードできます



 経済商工観光部観光政策課 観光産業振興班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県庁14階)

■電話番号:022-211-2755(直通) ■メールアドレス:kankouss@pref.miyagi.lg.jp

■ホームページ:<https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagiminpaku/hojo.html>